

野々市市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、野々市市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成31年4月26日

野々市市監査委員 小松 靖典

野々市市監査委員 大東 和美

- 1 定期監査の実施年月日 平成31年2月6日（水）
- 2 定期監査の結果報告書の提出年月日 平成31年3月29日（金）
- 3 措置通知があった年月日 平成31年4月25日（木）
- 4 措置を講じた部局 総務部税務課
- 5 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>賦課事務</p> <p>重大な事故を発見した場合には、すみやかに監査委員事務局にも報告し、早期の対応に努めること。</p>	<p>市税については、公平でかつ正確な課税に日々努めておりますが、納税者からの申告漏れや市の過失により、税額の修正が必要となる場合があります。</p> <p>市の過失により税額修正が必要となり、納税者の方々に多大なご迷惑をおかけすることが想定される場合には、早急に原因究明と現況の把握に努めるとともに、すみやかに監査委員事務局に報告し、適切な対処に努めます。</p>